

平成29年1月12日開催

第5回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

第5回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年1月12日(木)午後3時30分から午後4時40分まで

2 開催場所 高崎市総合保健センター2階 第1会議室

3 出席委員(44人)

1番	新井一美	2番	吉井宏之
3番	津久井一義	4番	須藤勝彦
5番	寺崎正親	6番	依田延雄
7番	國峯敏幸	8番	今井隆
10番	深井喜久司	11番	小野関多吉
12番	堤頼康	13番	高橋明廣
15番	町田羨布	16番	前原浩
17番	井田裕	18番	田中利男
19番	中澤澤太郎	20番	塚越勤
21番	飯塚大輔	22番	森山明
23番	生方富行	24番	小和瀬眞一
25番	瀧野哲司	26番	岸吉郎
27番	加藤精一	28番	福田誠
29番	関根勇	30番	石井多加志
31番	伊藤實	32番	赤尾一男
33番	乾邦明	34番	清水茂樹
35番	植杉誠	36番	吉田和夫
37番	矢島勇司	38番	吉田松代
39番	山崎剛	41番	鎌田博之
42番	齋藤正江	43番	武藤登
44番	大山善弘	45番	須田直子
46番	西山禮子	47番	青柳隆

4 欠席委員

14番	高田正巳	48番	柄沢高男
-----	------	-----	------

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	吉 田 俊 樹
局長補佐兼管理担当係長	堀 越 修
農地調整担当係長	竹 内 礼 己
局長補佐兼農業振興担当係長	高 井 康 行
管理担当主任主事	村 山 英 雄

6 説明等のため出席した職員

農政部長	野 口 浩 康
農林課長	真 下 信 芳
田園整備課長	金 井 孝 文
農業公社事務局長	須 川 清 孝

7 付議事項

- (1) 議事録署名委員の指名及び書記の任命について
- (2) 議案第1号 高崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の制定について
- (3) 議案第2号 高崎市農業委員会規程の一部改正について
- (4) 議案第3号 高崎市農業委員会総会会議規則の一部改正について
- (5) 議案第4号 高崎市農業委員会選挙規程の一部改正について
- (6) 議案第5号 高崎市農業委員会会長事務専決規程の一部改正について
- (7) 議案第6号 高崎市農業委員会事務局処務規程の一部改正について
- (8) 議案第7号 高崎市農業委員会部会会議規則の廃止について
- (9) 議案第8号 高崎市農業委員会部会委員互選規程の廃止について

8 報告事項

- (1) 高崎市農業委員会委員の任命に関する規程について
- (2) 農業委員・推進委員の選任について
- (3) 農地利用状況調査の中間報告について

◎開 会

午後 3時30分 開会

◎開会の宣告

○司会（吉田俊樹） 定刻になりましたので、ただいまから第5回高崎市農業委員会総会を開催いたします。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

最初に、依田会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（依田延雄） どうも皆さん、こんにちは。第5回の総会ということですが、農業委員会は、昭和26年の農業委員会法が成立して、現在の農業委員会が60何年か続いてきたということで、その間、細かい改正は何度かありましたが、これまで、だいたい大きく変わらず続いてきた、そんな経緯というか、歴史があります。そういう中で、このメンバーで行う総会は今日が最後となりまして、次回は、新体制での開催ということになると思います。これが最後ということで、私は、節目ということについて大変重要なものと思っておりますが、この総会も大きな節目になるのかなあと、そんなふうを考えています。

ところで、今日は、議案が1号から8号までありますが、農業委員会にとって大変重要な内容があります。時間もたっぷりありますので、良い機会ですから、細かい疑問など全部いっぺんにどつと出してもらって、細かいことでも何でも質問していただいていいと思っております。ぜひ、疑問の点など、残さないようにしてもらいたいと思います。

農業委員改革で、農業委員が半減して25人となるわけです。しかし、仕事は今まで以上にありますから、それを補う形で、農地利用最適化推進委員が半数より少し多い34人という設定になったということで、きょうはそういったことに関する審議をしていただくことになっています。

そんなことで、今回の総会では、農業委員会の運営などに関する規程なども審議するわけですが、慎重な審議をお願いいたしまして、総会が無事終了するようお願いし、挨拶といたします。きょうは、よろしく申し上げます。

○司会 ありがとうございました。

続きまして、来賓の野口農政部長よりご祝辞を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

○農政部長（野口浩康） 皆さん、こんにちは。農政部長の野口でございます。

このたびは、第5回の高崎市農業委員会総会を大勢の方が参加され、盛大に開催されますことを、まずもってお祝い申し上げたいと思います。おめでとうございます。また、農業委員の皆様方におかれましては、日ごろより、本市の農業行政に対しまして格段なるご支援・ご協力をいただいておりますことを、この場をお借りしてお礼申し上げる次第でございます。

昨年の12月議会におきまして、高崎市農業委員会に関する条例の一部改正が議決されました。今までの農業委員48人から約半数の24人+1人と、25人となりました。また、現場活動を行う農

地利用最適化推進委員も新たに設けられ、定数 34 人と定められました。現在、農業を取り巻く環境が厳しさを増す中、今般、農業委員会の新体制への移行が目の前に差し迫っております。先ほど申し上げた農地利用最適化推進委員には、農地の利用最適化や担い手の確保などを地元での活動を行っていただくことになると思いますが、34 名の枠がございます。その選定につきましては、各種関係団体や地元への投げかけなど農業委員皆様方にご協力いただくことが多いかと思いますが、よろしくお願い申し上げます。

農業委員会という組織は、行政組織の中でも数少ない許認可権限の与えられた組織のひとつであります。先ほど申し上げたように農業委員さんの定数は半数となりますが、その重責はさらに増すのではないかと考えております。しかし、人数の多い少ないにかかわらず、現在もその重責は変わらず大変なものでございます。農業委員の皆様方に掛かる役割や業務などの負担は、決して軽減されるということではなく、今までと同様にその重責を担っていただくこととなります。今後、農業員委員会制度の改正があっても、農地転用の許認可の権限については、同様の重さということでございます。

その制度改正がすぐそこまで来ている状況の中、その調整など農業委員の皆様方におかれましては、過重な負担を強いる機会も多いと思いますが、ご尽力を賜りたいと思っております。

本日の総会では、農業委員会制度や農地利用推進最適化委員に関わる案件について討議されるというお話でございます。簡単ではございますけれども、開会に当たりましてお祝いの言葉、お祝いの言葉とはあまり言えないような内容になりましたが、お祝いの言葉とさせていただきます。

本日は、大変おめでとうございます。

○司会 ありがとうございます。

それでは、この後の進行は規則により依田会長に議長になっていただき、進めていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、暫時、議長を務めさせていただきますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。着座にて失礼します。

まず、委員の出席状況を報告させていただきます。ただいまの出席委員は、44 名でございます。過半数を超えていますので、総会は成立いたします。なお、欠席届については、14 番の高田正巳委員、48 番の柄沢高男委員の 2 名でございます。

それでは、4 付議事項に入らせていただきます。

(1) 議事録署名委員の指名及び書記の任命についてでございます。議事録署名委員の指名、書記の任命については、私のほうで、させていただいてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 ありがとうございます。

それでは、私のほうから指名させていただきます。

議事録署名委員に寺崎正親委員、大山善弘委員を指名します。書記には、竹内係長、村山主任主事を任命します。

次に、(2)の各議案について審議を行います。それでは、議案第1号 高崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の制定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○局長補佐兼管理担当係長（堀越 修） 管理担当係長の堀越でございます。ご説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと存じます。議案第1号でございます。議案第1号を読み上げさせていただきます。

高崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の制定について。

標記規程を次のとおり制定するものとする。平成29年1月12日提出。高崎市農業委員会会長、依田延雄。理由、農業委員会等に関する法律及び高崎市農業委員会に関する条例の改正に伴い、高崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関し、必要な事項を定めるため、制定しようとするもの。

当規程は、昨年12月議会において議決された高崎市農業委員会に関する条例の改正に伴い制定されるものでございます。当条例の改正により、農業委員の定数は48人から25人に改められ、農地利用最適化推進委員が新たに設けられ、その定数も34人と定められました。さらに、当農業委員会の審議については、部会制ではなくなり、総会に一本化されることになりました。

ここで、農地利用最適化推進委員、以下、推進委員と呼びますが、を選任し、委嘱するのは、農業委員会等に関する法律の規定により農業委員会とされております。また、推進委員の担当する区域も農業委員会が定めるとされております。いずれも、今回、議案として上程させていただいた規程により定められるものでございます。

そして、この規程に基づき、農業委員会におきましては、推薦と募集を受け付け、その結果を2回公表し、推薦・募集の結果を尊重しながら、評価委員会を開催するなどして慎重に候補者を評価・選定し、最終的に推進委員を委嘱するということとなります。この点につきましても、よろしくお願い申し上げます。

当規程につきまして、ご決定いただきますと、今日、1月12日に告示され、同時に、施行されることとなります。

なお、農業委員の選任に関しましても規程がございますが、こちらにつきましては、市長部局による制定でございます。後ほどご報告させていただきます。

それでは、4ページをご覧くださいと存じます。高崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程をご覧くださいと存じます。

第1条は、この規程の趣旨を定めたもので、高崎市農地利用最適化推進委員の委嘱に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条。担当区域及び定数でございます。左から順に、地域、担当区域、区域の範囲、定員とありますが、区域の範囲は省略させていただき、読み上げさせていただきます。高崎・新町地域は、新高尾・中川区域1人、旧市内・塚沢・佐野区域1人、1枚おめくりいただき、片岡区域1人、南八幡区域1人、八幡・豊岡区域1人、六郷区域1人、長野区域1人、大類区域1人、岩鼻・倉賀野・新町区域1人、京ヶ島区域1人、滝川区域1人です。続きまして、倉渕地域でございます。三ノ倉・水沼区域1人、権田区域1人、岩氷・川浦区域1人でございます。箕郷地域は、車郷区域2人、箕輪区域1人、生原・柏木沢区域1人でございます。群馬地域は、金古区域1人、堤ヶ岡区域1人、国府区域1人、上郊区域1人となっております。続きまして、榛名地域ですが、室田区域3人、里見区域2人、久留馬区域2人でございます。吉井地域、吉井東・吉井西区域1人、1枚おめくりいただき、岩井・小暮・馬庭区域1人、入野区域1人、岩平区域1人、多胡区域1人でございます。合計で34人となっております。

第3条、推薦及び募集の期間ですが、おおむね1か月でございます。

第4条は、推薦及び募集の資格といたしまして、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者であって、下記の各号に該当するものといたします。第1号、本市の職員でない者。第2号、暴力団員等でない者でございます。

第5条、推進委員の候補者を推薦する手続きでございます。後ほど説明いたします推進委員推薦書（様式第1号）に必要事項を記載し、個人が推薦するときは3人以上の連署を必要とするものでございます。

第6条は、募集手続きでございます。これも後ほどご覧いただきます推進委員応募書（様式第2号）に必要な事項を記載し、農業委員会に提出していただきます。

第7条の推薦及び募集等の公表につきましては、広報たかさきなど、下記の各号により行います。引き続き、同条第2項をご覧ください。農業委員会は、推薦・募集の状況について、その期間の中間と終了後に市ホームページへの掲載その他適切な方法により公表いたします。

第8条、候補者の評価、誰を選任するかということですが、推進委員の選任過程の公正性及び透明性を確保するため必要と認めるときは、評価委員会を設置し、候補者の評価を行い、農業委員会に報告いたします。この評価委員会は、副市長、総務部長、農政部課長、支所の農政担当課長も含みますが、さらに、農業委員会事務局長、農業委員長、同職務代理者で構成されております。

第9条、推進委員の補充につきましては、速やかに推進委員の補充に努めるものといたします。

附則といたしまして、この告示は、平成29年1月12日から施行するものがございます。

1枚おめくりいただきまして、9ページでございます。様式第1号（第5条関係）推進委員推薦書でございます。当内容は、農業委員会等に関する法律、同施行令、同施行規則の規定に基づいて作成したものでございます。1 推薦を受ける者。順に、担当区域、氏名、性別、住所、職業、生

年月日、連絡先、経歴、農業経営の状況、推進委員活動への考え方等、認定農業者かどうか、農業委員への推薦を受けているか、農業委員に応募しているか、について記入していただきます。右の10 ページですが、2 推選の理由、これも書いていただきます。3 推薦をする者、(1) 個人です。先ほど申し上げたとおり、3 人以上の推薦者が必要です。ご覧のとおり、氏名、性別、住所、職業、生年月日でございます。(2) といたしまして、団体についてです。法人又は団体名、構成員数、連絡先、代表者氏名、代表者の役職、目的などをご記入いただきます。

1 枚おめくりいただき、11 ページでございます。様式第2号(第6条関係)推進委員応募書でございます。農地利用最適化推進委員について自ら応募する方のための応募書です。内容は、先ほどご説明した推薦書とほとんど同じものですので、後ほど詳細についてご覧いただきたいと存じます。

説明は以上のとおりでございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

はい、吉井委員。

○2番吉井委員 説明の中に農地等の利用の最適化とありましたが、どういう内容なのか聞きたい。

○局長補佐兼管理担当係長(堀越 修) はい、お答えいたします。農地等の利用の最適化は、農業委員会等に関する法律により法定化されているもので、法によると、農地の集積や集約化、耕作放棄地対策、新規就農者の促進になっております。具体的には、農業委員の皆さんが今まで行ってきた業務、例えば、農地の借り手と貸し手を仲介して農地の集約をしたり、農地パトロールにより耕作放棄地や違反転用農地を確認したり、新規就農者への支援や助言をしてきていただいていると思いますが、概ねそのような内容と理解していただければと存じます。

○2番吉井委員 何か釈然としないけれども…。わかりました。

○会長 続いて他に…。今井委員。

○8番今井委員 8番の今井です。推進委員は年齢の制限があるのか。ないように思えるのだけど…。

○局長補佐兼管理担当係長(堀越 修) はい、お答えいたします。法律的には、年齢の制限はございません。ただし、先ほど説明いたしましたとおり、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有していなければなりませんので、ある程度限定されてくると思いますが、特に年齢はここまでという限定はございません。以上でございます。

○8番今井委員 年齢制限はないということだね。はい。

○会長 はい、津久井委員。

○3番津久井委員 自分は新高尾地区ですが、今回ので、推進委員が新高尾地区と中川地区とが一緒に選ばなければならないことになったと思うが、どうしてこのようになったのか。また、推薦などどうしたらよいのか。

○会長 事務局。割振りの説明もしてください。

○局長補佐兼管理担当係長(堀越 修) はい、お答えいたします。全体の割振りといまして、

各担当区域にそれぞれ1人とか、2人とかいらっしゃいますが、これらは各担当区域の農地面積を考慮して、ある程度平均化するように、おおむね±10数パーセントくらいで落ち着くように設定したものです。ただし、新高尾と中川につきましては、地区的な繋がりを重視して、例えば、遠くの塚沢地区や佐野地区と一緒にせずに、そのように設定したものでございます。

○47番青柳委員 ちょっと、よくわからないよ。

○事務局長（吉田俊樹） 推進委員の区域の割振りにつきましては、選挙区を基本として、まず投票区に1人ずつ最初に割振りまして、その割振った結果を推進委員1人当たりの農地面積がなるべく平均に近づくように調整し、人数を補正した後、揃えてできたものでございます。そして、担当区域ごとに、1人、2人、というように、最終的に34人となったわけです。以上でございます。

○会長 農地面積で余り差が出ないようにしたわけですね。2地区から1人を選出するのは、お互いよく話し合ってもらって、調整してもらおうことになるかなと思います。

○27番加藤委員 27番、加藤です。推進委員推薦書の中に認定農業者かどうかを記入する欄があるけれども、なぜ、あるのか。推進委員は認定農業者でなくてはならないということか。

○会長 はい、事務局。

○局長補佐兼管理担当係長（堀越 修） お答えします。なぜその欄が設けてあるのかと申しますと、推進委員の候補者の人数が定員を超えてしまった場合、評価委員会で候補者を評価し、選出するのですが、その時の評価の基準として必要であると考えて設けたもので、特に、認定農業者でなければ推進委員になれないということではないので、よろしく願いいたします。

○27番加藤委員 認定農業者ではなくても、推進委員になれるということか。

○局長補佐兼管理担当係長（堀越 修） はい、そういうことです。

○会長 はい、武藤委員。

○43番武藤委員 43番、武藤です。この規程などが決まってきて、事務局としては、地元の区長などに推進委員の案内など行うのか。

○局長補佐兼管理担当係長（堀越 修） 区長さんなどへの案内につきましては、いたしません。以前、選管の事務局に確認したところ、これは公選制の時の話ですが、もう何年もそういうことはしていないそうです。そうしたことから、推進委員の選出につきましても、特にそのようなことは考えておりません。実は、地域や担当区域ごとに色々と事情があることは、農業委員OBの方や地元の農業者さんから聞いておりまして、推進委員の選出も様々な、特に地元地域の事情などがあるかと思いますが、事務局といたしましては、選出について疑問の点があれば、個々にお話を聞きながら対応したいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○13番高橋委員 ちょっといいですか。13番の高橋です。

○会長 はい、どうぞ。

○13番高橋委員 推進委員の募集については、推薦と応募の2種類があるように思えるが、どうなの

か。また、区域で推薦と募集の候補者が出て、定員がオーバーしたらどうするのか。

○局長補佐兼管理担当係長（堀越 修） お答えいたします。高橋委員さんがおっしゃるとおり募集の方法には、推薦と応募の２種類がございます。募集の結果、定員がオーバーした場合には、先ほどご説明した推進委員の委嘱に関する規程第8条にありますように、評価委員会を設置して、選出したいと考えております。以上です。

○13番高橋委員 さっきの説明で、評価委員会の構成員は、副市長だとか言っていたけど、地元で活動する推進委員を本当に評価できるのか、疑問だ。

○会長 その評価については、評価基準みたいなものを考えて評価したいと考えている。

○事務局長（吉田俊樹） その評価につきましては、先ほど堀越補佐が説明しました構成員ですが、副市長や総務部長、農政部長、農政担当課長、農業委員会事務局長という内部の職員のほかに、もちろん、農業委員会会長、同職務代理もいらっしゃいますが、その他に必要ながあれば、構成員以外の農業委員や参考人の意見も聴くことができるしくみとなっていますので、地元の情報は評価の中に入れてくると思います。よろしくお願いたします。

○会長 そろそろ決を採ってもいいでしょうか。かなり意見も出たようなので…。

それでは、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 異議なしと認め、議案第1号については、原案どおり可決いたしました。

次の議題ですが、議案第2号 高崎市農業委員会規程の一部改正についてから、議案第8号 高崎市農業委員会部会委員互選規程の廃止についてまでを一括審議といたします。第2号から第8号の規則や規程は、昨年の12月議会で改正された高崎市農業委員会に関する条例の改正に伴う、農業委員定数の変更、推進委員の新設、農業委員会が部会を置かなくなったこと等により改正されるもので、お互い関係が深い内容であることから、一括して審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○局長補佐兼管理担当係長（堀越 修） 管理担当係長の堀越でございます。ご説明申し上げます。それでは、議案第2号から議案第8号までの7議案を一括してご説明申し上げます。この7議案につきましては、農業委員会の基本的な運営方法を定めたもので、現在、高崎市の例規集に登載されており、その条文等については公表されております。今回、条例の法改正に伴い、新体制移行後は農業委員会に部会を置かないため、これらの規則や規程を改正・廃止する議案について上程させていただきますが、無事、ご決定いただきますと、今日、1月12日に告示され、その後、新体制に移行する7月20日から施行されることとなります。

なお、当7議案の規則や規程のほかにも、運営委員会設置要領や農地部会調査班設置要領などがございますが、当総会の議案にかけられている規則や規程を幹とすると、枝葉の部分ということで、法的な意味合いも弱いものが多く、農業委員会を円滑に運営するための細かい内容、事務的と言っ

たと言い過ぎですが、概ねそのような内容を規定したものでございます。従いまして、こちらの規程等につきましては、事務局において、改正等の事務処理をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案第2号から議案第6号までは、規則や規程の一部改正となっておりますので、参考資料といたしまして、A4の横向きの書類で、右肩に新旧対照表と記載のあるものを、委員の皆様には、予め配布させていただきました。改めて説明いたしますと、左側には、変更前の現行の条文が記載されており、変更部分にはアンダーラインが引いてあります。右側には、改正後のものが記載されており、改正される部分につきましては、アンダーラインとともに網掛けが施されております。順に第2号から第6号までございまして、この数字は議案の数字と合致するものとなっております。ご参照いただきながら、ご審議いただければと存じます。

では、議案書の13ページ・14ページをお開きください。議案第2号 高崎市農業委員会規程の一部改正についてでございます。当規程は、農業委員会の適正円滑な運営を図るためのもので、農業振興部会の所掌事務、農業委員会の印や印影、委員の皆様が現地確認をする際に携帯する身分証明書などについて定めたものでございます。改正の理由といたしましては、今後、農業委員会では部会を置かずに、総会一本化となることから、所掌事務を整理し、農業委員会で使用する4つの印のうち部会用の2つをなくし、身分証明書について法改正後の条文等に内容を合わせようとするものでございます。

続きまして、1枚おめくりいただき、15ページ・16ページをご覧ください。議案第3号 高崎市農業委員会総会会議規則の一部改正についてでございます。当規則は、当農業委員会の総会の会議について定めたものでございます。改正の理由といたしましては、当規則の中に、総会で報告を求められた際の部会長の報告の規定がございますが、今後、部会制がなくなることから、その報告の規定について削除し、改めようとするものでございます。

続きまして、1枚おめくりいただき、17ページ・18ページをご覧ください。議案第4号 高崎市農業委員会選挙規程の一部改正についてでございます。当規程は、当農業委員会の会長、会長職務代理者、部会長、部会長職務代理者の選挙について定めたものでございます。改正の理由といたしましては、部会長、部会長職務代理者に関する規定について削除し、改めようとするものでございます。

続きまして、1枚おめくりいただき、19ページ・20ページをご覧ください。議案第5号 高崎市農業委員会会長事務専決規程の一部改正についてでございます。改正の理由といたしましては、農地部会に属していた権限のうち、農地法第4条第1項、第5条第1項、第18条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付に関する事務を会長に専決させておりましたが、その権限の属するところについて、農地部会から総会を開催する農業委員会に改めようとするものでございます。

続きまして、1枚おめくりいただき、21ページ・22ページをご覧ください。議案第6号 高崎

市農業委員会事務局処務規程の一部改正についてでございます。当規程は、事務局の組織や事務分掌などについて必要な事項を定めたものでございます。改正の理由といたしましては、事務局の事務のうち、部会に関するものを削除し、改めようとするものでございます。

続きまして、1枚おめくりいただき、23ページ・24ページをご覧ください。議案第7号 高崎市農業委員会部会会議規則の廃止についてでございます。規則廃止の理由といたしましては、当農業委員会に部会を置かなくなったため、部会の会議に関する規則について、廃止しようとするものでございます。

続きまして、1枚おめくりいただき、25ページ・26ページをご覧ください。議案第8号 高崎市農業委員会部会委員互選規程の廃止についてでございます。規程廃止の理由といたしましては、当農業委員会に部会を置かなくなったため、部会委員の互選を行う必要がなくなったことから、当規程について廃止しようとするものでございます。

以上、議案第2号から議案第8号までの7議案の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

- 会長 事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
- 全員 なし。
- 会長 ご意見、ご質問がなければ、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
- 全員 異議なし。
- 会長 異議なしと認め、議案第2号から第8号については、原案どおり可決いたしました。

以上で予定されていた付議事項は終了いたしました。

これより、5 報告事項に移らせていただきます。(1) 高崎市農業委員会委員の任命に関する規定について事務局より報告をお願いします。

- 局長補佐兼管理担当係長（堀越 修） 管理担当係長の堀越でございます。ご説明申し上げます。

先ほど第1号議案の際に、ご説明申し上げたとおり、新しい農業委員の選任にあたりましては、推薦や募集等の手続きについて、高崎市農業委員会委員の任命に関する規程が、市長部局の農林課により制定されます。農業委員が、農業委員会等に関する法律の改正により、市長が議会の同意を得て、任命されることになっていることから、市長部局で定められることになったものでございます。

それでは、高崎市農業委員会委員の任命に関する規程をご覧いただきたいと存じます。右肩に「農業委員の任命に関する規程」と書いてあるA4版・縦の書類でございます。よろしく願いいたします。

当規程につきましては、先ほどご決定いただいた農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程とほぼ同じ内容になっております。主な違いは、推進委員を農業委員会が委嘱するところ、農業委員を市長が任命するというように変わり、それに伴うことが多少変わっており、概ね同様の

内容となっているため、詳細につきましては、後ほど、ご覧になっていただきたいと思います。

なお、農業委員の任命は、推進委員の委嘱と同時に進行して行きますので、よろしく願いいたします。

報告は以上のとおりでございます。よろしく願いいたします。

○会長 ただいま、事務局から報告いただきました、高崎市農業委員会委員の任命に関する規程について、何かご意見、ご質問があればお願いいたします。

○全員 なし。

○会長 ご意見、ご質問がなければ、次に、(2) 農業委員・推進委員の選任について、事務局より報告をお願いします。

○局長補佐兼管理担当係長（堀越 修） 管理担当係長の堀越でございます。ご説明申し上げます。

右肩に資料1とある、A4版・横向きの書類をご覧いただきたいと思います。農業委員・推進委員の選任についてをご覧いただきたいと思います。

1 高崎市農業委員会に関する条例 改正等の法令整備とございます。一番右、縦線の右に目を移していただきまして、日程（予定）のところをご覧いただきたいと思います。定数条例の改正とございますが、当条例は、先ほど申し上げたとおり、昨年の12月議会において議決され、改正済みとなっております。

続きまして、その下の2 流れでございますが、先ほどご説明した農業委員会委員の任命に関する規程、及び、第1号議案でご決定いただきました推進委員の委嘱に関する規程に基づいて、農業委員、推進委員の選任がそれぞれ行われることとなります。当書類の左半分は農業委員の任命の流れを記載しており、右半分は推進委員の委嘱の流れを示しております。

まず、一番上の囲み、推薦、募集（公募）となっております。一番右の日程には、推薦・募集の受けとでございます。募集の期間は、3月10日から4月7日までの約1か月間の予定でございます。

左側の流れの農業委員におきましては、推薦・募集を受け付けた結果を、市長が受けまして、候補者の公表を2回行います。中間報告を3月下旬に、最終報告を受け期間の終了後に行います。候補者の選定といたしましては、市長が必要と認めた場合に、評価委員会が開催され、候補者の評価、例えば農業経営の規模などから評価を行い、農業委員の候補者を決定します。5月上旬頃を予定しております。候補者が決定いたしますと、6月に議会の同意を経て、正式に農業委員が決定・任命されることとなります。任命の時期は、表の一番右側、7月ということとなります。

表の右半分、推進委員の流れにおきましては、推薦・募集を受け付けた結果を農業委員会が受けまして、候補者の公表を2回行います。農業委員同様、中間報告を3月下旬に、最終報告を受け期間の終了後に行います。候補者の選定といたしましては、農業委員会が必要と認めた場合に、評価委員会が開催され、候補者の評価を行い、推進委員の候補者を決定します。これも5月上旬頃を予定

しております。その後、総会が開催され、農業委員会の合意のもと、正式に推進委員が決定・委嘱されることとなります。委嘱の時期は、表の一番右側のところ、これも7月ということとなります。

続きまして、1枚おめくりいただき、資料2をご覧くださいと存じます。農業委員・推進委員の役割等でございます。QアンドAの形式になっております。農業委員・推進委員の役割について詳しく記載してございますので、後ほどご覧ください、ご参照いただきたいと存じます。

続きまして、1枚おめくりいただき、資料3をご覧くださいと存じます。農業委員・農地利用最適化推進委員 候補者の募集でございます。実際に、この内容につきまして、農家の友の1月15日号において公表し、案内いたします。実際の推薦・募集の際には、先ほどご説明申し上げた規程によりまして、この内容よりも詳しい募集要項を作成し、例えば、推進委員の担当地区や受付期間について平成29年3月10日から4月7日までなどを掲載いたしまして、公表し、案内する予定でございますので、よろしく願いいたします。

農業委員の皆様におかれましては、地元の地区にお帰りになりまして、今回のご審議を踏まえていただき、新しい農業委員や推進委員の推薦・募集にあたり、農業者の皆様、農協、その他農業関係の団体などに対しまして、相談に乗ったり、また、働きかけを行うなど、していただければ幸いと存じます。

報告は以上のおりでございます。よろしく願いいたします。

○会長 ただいま、事務局から報告いただきました、農業委員・推進委員の選任について、何かご意見、ご質問があればお願いいたします。

○全員 なし。

○会長 ご意見、ご質問がなければ、次に、(3)農地利用状況調査の中間報告について、事務局より報告をお願いします。

○農業振興担当主査(河野 一則) 農業振興担当の河野から報告させていただきます。一枚紙の荒廃農地の新規発生件数の比較表をご覧ください。

農地利用状況調査の現地調査は、昨年10月1日～11月17日にかけて、農業委員さん46名・事務局職員12名の計58名にて実施いたしました。

今年度、新規に発生した荒廃農地の比較ですが、筆数・面積ともに、昨年度より減少しておりますので、急激な荒廃農地の増加ということは無いかと思われます。今年度の高崎市の荒廃農地の状況の詳細については、後日、データ入力後に改めてご報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。現在、現地調査のデータを国の指定するエクセルシートの荒廃農地の発生・解消状況に関する調査表に対して入力作業をおこなっております。このエクセルシートへの入力作業は1月25日で終了する予定です。その後は、2月上旬にエクセルシートのデータを農地台帳へ反映し、2月中旬に利用意向調査の発送予定となります。

農地利用状況調査の中間報告は以上となります。

○会長 ただいま、事務局から報告いただきました、農地利用状況調査の中間報告について、何かご意見、ご質問があればお願いいたします。

○全員 なし。

○会長 ご意見、ご質問がなければ、報告事項につきましては以上です。

これより、6 その他に移らせていただきます。

せっかくの機会ですから、委員の皆様から、何かご質問やご意見など、ございますか。

○全員 なし。

○会長 なければ、本日の予定議案、報告事項はすべて終了しましたので、議長の座を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。(拍手)

◎閉会の宣告

○司会 会長、どうもありがとうございました。

皆さんにおかれましては、長時間にわたるご審議大変ありがとうございました。

以上をもちまして第5回総会を閉会させていただきます。ご協力ありがとうございました。

午後 4時40分 閉会